川崎市被災建築物応急危険度判定要綱

第1章 総則

(趣旨)

第1条 この要綱は、被災建築物応急危険度判定要綱(平成9年10月29日。以下「全国要綱」という。)及び神奈川県被災建築物応急危険度判定要綱(平成11年4月22日。以下「県要綱」という。)を補完し、被災建築物応急危険度判定に関し必要な事項を定めることにより、その的確な実施を確保することを目的とする。

(用語の意義)

- **第2条** この要綱における用語の意義は、全国要綱で定めるほか、それぞれ当該各号 に定めるところによる。
 - (1) 判定実施本部 市長である川崎市災害対策本部長(以下「災害対策本部長」という。)が判定の実施を決定した際に、指導部長を判定実施本部長とし、判定業務を統括する本部をいう。
 - (2) 判定拠点 判定実施本部の下に設置され、被災した地域毎に被災建築物応急危 険度判定コーディネーター(以下「コーディネーター」という。)を配置し判定を 行う拠点をいう。

第2章 震前体制

(コーディネーターの選任)

- **第3条** 市長は、原則として、あらかじめ次に掲げる者をコーディネーターとして選 任するものとする。
 - (1) 判定士の資格を有する市職員である者
 - (2) 判定実施本部及び判定拠点の近隣に在住する者
 - (3) 役職が課長補佐以下の者
- 2 市長は、原則として、年度毎に判定実施本部及び各区毎に2名コーディネーター を選任しておくものとする。
- 3 コーディネーターの変更は、状況に応じて適宜行うものとする。
- 4 災害発生時におけるコーディネーターの動員については次の各号のとおりとする。
 - (1) 川崎市地域防災計画における動員区分は、応急活動要員とする。
 - (2) 震前計画及び応急危険度判定マニュアル等に基づき、原則として、実施本部コーディネーターは本庁(まちづくり局指導部)に参集し、各区判定拠点コーディネーターは当該区に参集する。

(3) 所属における動員の扱いは、判定活動完了まで各所属における文掌事務から外れるものとする。

第3章 実施体制

(判定の実施等)

- 第4条 災害対策本部長は、地震により多くの建築物が被災し、余震等により二次災害のおそれがあると判断した場合、直ちに判定の実施を決定し、判定実施本部の設置その他必要な措置を講ずるものとする。
- 2 市長は、地震災害に備え、判定実施本部の体制等について、震前計画及び応急危険度判定マニュアル等を活用し、あらかじめ整備しておくものとする。
- 3 判定の実施が決定した場合、コーディネーターはあらかじめ配置された実施本部 または判定拠点に参集するものとする。

附則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成29年4月1日から施行する。
 - (川崎市被災建築物応急危険度判定コーディネーター選定要綱の廃止)
- 2 川崎市被災建築物応急危険度判定コーディネーター選定要綱(平成10年9月1 4日)は、廃止する。